

入札契約業務の執行に対する意見、要望等の記録における録音の運用に関する要領

(令和6年7月5日制定)

1 目的

この要領は、職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例（平成18年枚方市条例第57号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定による入札契約業務の執行に対する意見、要望等の記録を録音（通話録音を含む。以下同じ。）により行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 録音の目的

録音は、入札契約業務の執行に対する意見、要望等の内容及び態様を正確かつ詳細に記録することにより、当該意見、要望等を組織的に共有して対応するとともに、入札契約業務における不正行為及び職員への不当な圧力の抑止効果を高めることにより、本市の入札契約業務の公正かつ適正な執行を確保することを目的として行う。

3 録音の基準

- (1) 録音は、契約主管課職員が、入札契約業務として意見、要望又は苦情に対応する場合（事情聴取を行う場合を含む。）に行う。
- (2) 録音は、上記2の目的に鑑み、相手方の了解の有無にかかわらず、録音中であることを明らかにした上で、行うものとする。

4 録音データ管理責任者の設置

- (1) 録音データを適正に管理するため、録音データ管理責任者を置く。
- (2) 録音データ管理責任者は、所属長が指名する職員をもって充てる。
- (3) 録音データ管理責任者は、所属長の指揮監督の下に、録音データの取扱いに関する事務を統括する。

5 録音データの取扱い

- (1) 保存の場所及び期間
 - ① 録音データの保存場所は、契約主管課の共有フォルダ内の録音データ管理責任者が指定する場所とする。
 - ② 録音データの保存期間は、1月以内とし、1月を超えたものは、録音データ管理責任者が消去する。ただし、争訟が継続する等の特別な事情がある場合の保存期間は、当該特別な事情がある期間とする。
- (2) 再生
 - ① 録音データは、意見、要望等を組織的に共有する必要があるとき及び不正行為又は職員への不当な圧力が疑われる場合の検証、告訴、告発、訴訟の提起等を適切

に行う必要があるときに限り、再生することができるものとする。

② 録音データを再生する職員は、録音データ管理責任者の許可を得なければならない。

(3) 外部提供等

録音データを別媒体に複製し、又は市以外の者へ提供することができる場合は、市が検証、告訴、告発、訴訟の提起等を行うために必要な機関（他の行政機関、捜査機関、裁判所等）に提供する場合その他の録音の目的の達成のために必要である場合及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条の規定により提供する場合とする。